

参考: オンサイト型水素スタンド(35MPa): 市街地型

資料1-5-3

凡例

則: 一般高圧ガス保安規則 第〇条

他の高圧ガス保安法省令関係

高圧ガス保安法

消防法(危機則案): 改質設備

- 改質燃料および水素が漏洩した場合に改質装置の運転自動停止
- 異常時の安全確保に必要な措置
- 危険物は指定数量の10倍未満

消防法(危機則案): 改質燃料ポンプ

- 自動車等の衝突防止
- 周囲に危険物の流出防止措置
- 吐出圧力上昇を防止する措置

則第7条の3第2項4号

- 圧縮水素ガススタンド周囲に防火壁の設置: 2m以上

則第7条の3第2項30号

- 圧縮機、蓄圧器とディスペンスターの間に障壁設置

<上部屋根> 則第7条の3第2項24号

- 不燃性材料の使用
- 水素ガスが滞留しない構造

則第7条の3第2項1号

(6条1項準用規定)

- 6条1項1、5~18、21、22、24~27、32、38、41

(気密構造、耐圧性能、材料(蓄圧器はSCM435、SUS316L)、電気防爆、防消火対策、耐震構造等)

則第7条の3第3項1号

(6条2項準用規定)

- 6条2項1号イ、ハ、2号イ、ハ、リ、4~6、8号

(始業点検、容器置場、安全弁元弁開放等)

<受入配管> 則第7条の3第2項5号

- 緊急時のガス自動遮断措置の設置

<圧縮機> 則第7条の3第2項6号

- 爆発、漏洩、損傷等を防止するための措置

則第7条の3第2項22号

- 自動運転停止時の圧縮機停止、遮断弁閉止とその検知、閉止異常時に警報する措置

<蓄圧器>

則第7条の3第2項10号

- 圧力安全装置作動前に作動する圧力リリーフ弁の設置

則第7条の3第2項11号

- 安全弁、破裂板、圧力リリーフ弁に放出管の設置と開口部位置

則第7条の3第2項12号

- 蓄圧器出口に著しい流量増加を防止する措置

則第7条の3第2項13号

- 蓄圧器と遮断装置を一つのフレームに固定

則第7条の3第2項19号(蓄圧器と配管付近)

- 火災検知器、警報機、自動運転停止装置設置

温度上昇防止装置の設置

則第7条の3第2項20号(蓄圧器)

- 温度上昇検知器、警報機、自動運転停止装置の設置

温度上昇防止装置の設置

<蓄圧器> 特定設備検査規則(第11条、第12条他)

- 材料、強度、製造方法、検査、特定設備検査合格証等
- 定期的検査で合格すれば、期限なしに使用可

<貯槽の配管> 則第7条の3第2項7号

- 2つ以上の自動遮断装置の設置

<高圧ガス設備・ガス設備>

則第7条の3第2項2号

- 高圧ガス設備の敷地境界との距離: 6m以上又は同等以上の措置

則第7条の3第2項10号

- 高圧ガス設備へ圧力計と圧力安全装置設置

則第7条の3第2項23号

- ガス設備への車両衝突防止措置

則第7条の3第2項26号

- 充填車両と貯槽距離: 3m以上又は防護措置

則第7条の3第2項29号

- CNG、LNG、LPGの処理・貯蔵設備設置可

他の高圧ガス設備と6m、酸素製造設備と10m以上の距離

<配管> 則第7条の3第2項9号

- 外部からの衝撃防止措置

- 通気性の良いトレンチ内設置

則第7条の3第2項14号

- 配管、継手、バルブの溶接接合(ネジ、フランジ接合可)

則第7条の3第2項18号

- 火災検知器、警報機、自動運転停止装置の設置

則第7条の3第2項21号

- 自動運転停止、温度上昇防止装置のスイッチ設置

則第7条の3第2項25号

- 誤発進による充填ホース破損防止措置

